

平成 30 年 第 2 回

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

* 開会年月日時 平成30年6月5日 午前10時00分

* 閉会年月日時 平成30年6月5日 午後 4時52分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長

皆さん、おはようございます。

平成30年第2回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。先月31日に国会での衆議院本会議において働き方改革関連法案が可決されました。昨日の参議院での本会議でも審議が始まりましたが、政府与党は今年20日までの会期を延長して成立となる見通しであります。また2日の信濃毎日新聞で所有者不明の土地に対する登記の義務化と合わせて、所有権法規制度の検討や一定期間管理されていない土地は所有権を手放したとするみなし放棄制度の創設を2020年までの法改正で目指すとの記事が掲載されていました。これらの件は今後の小海町行政に関わるものであり、これからの動向に対して注意していく必要があります。今定例会は就任してから72日となりました黒澤町長による初めての定例会であります。これからの小海町をどのような方向に導くのか、そしてそのためにどのような施策や予算を描くのか、非常に興味のもたれる本議会であります。議員各位による一般質問の後で今後十分な質疑が行われますことを期待するところであります。なお、一般質問であります但今回より従来の方式と併せて一問一答方式を取り入れ、そのどちらの方式であっても質疑の時間は60分であります。詳細につきましては本日お手元に配布してありますので、皆さんの理解と協力をよろしくお願い申し上げます。また12日の全員協議会はこの4月オープンした交流拠点センター「ふるさと」が小海町で初めての試みである指定管理者制度で行われました。この件は10月に予定されている農産物加工直売所の外部委託の件とも関連し、これからの町政の重点課題でもあるその他いくつかのアウトソーシングができる可能性がある行政の業務について、1日みっちり協議ができますよう時間を取りました

	<p>ので、理事者側の考えを伺い議員の皆さんによる前向きで活発な議論をお願い致すところであります。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 30 年第 2 回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p>
<p><u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u></p>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 4 番井上一郎君及び第 5 番小池捨吉君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第 2 会期の決定</u></p>	
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る 5 月 17 日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 篠原義従君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の、平成 30 年第 2 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 5 月 17 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は報告 5 件、条例等改正案 6 件、補正予算案 1 件、陳情 2 件の合計 14 件であり、会期は本日より 6 月 19 日までの 15 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 11 日午前 10 時から、2 日間の場合は 11 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会、また 12 日午前 10 時から全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から 6 月 19 日までの 15 日間にしたいと思います。</p>

	これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 町長招集あいさつ・施政方針</u>	
議 長	日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 町長、黒澤弘君。
町 長	皆さんおはようございます。3月26日の就任以来72日が経過しましたがこの間すべてが初めてのことであり、また全国組織の総会等で出張も多く、本当にあつという間に過ぎてしまったというのが素直な実感でございますが、そんな中でも多くの皆さんとの新たな出会いがあり、大変充実した時を過ごすことができました。私にとっては大きな収穫でございます。さて、今年の春は過去例がないような天候で、当町におきましても桜がこんなに早く開花したのは初めてのことでないでしょうか。また、このような天候で農家の仕事も例年より早く、5月7日にはすでに野菜の出荷も始まったというお話も聞いております。そして見渡す限り小海町の山々の木々は濃い緑一色となり万物がたくましく成長する、素晴らしい季節を迎えました。本日、第2回定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜り定刻に開会できますことを心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。それでは私の施政方針と本定例会に付議されます議案の概要を申し上げます。お手元にご配布してございます平成30年度施政方針をご覧いただきたいと思っております。 本定例会に提案いたしました補正予算は、私の任期最初の政策的要素を組み込んだものであり、3月定例会において決議いただきました当初の骨格予算と合わせ、実質的な本予算となるものです。ここに平成30年度の町政を執行するにあたり、所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民各位皆様方のご理解をいただき、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。公民館報、就任直後の臨時議会でも就任のごあいさつを述べさせていただきましたが、私は「元気な小海町をつくっていきたい」ということで町長選に立候補いたしました。急速に進む人口減少と高齢化には、歴代先輩方々も様々な施策を講じられてご苦勞されて来られ

ましたが、日本全体の人口が減少する時代となり、わが町におきましても現在もじわじわと人口は減り続けております。私にもこれをやったら歯止めがかかるのではないかという秘策や自信は正直ありません。しかし私はそのような中においても現在お住まいの皆さんが、小海に住んでいて良かったと思えるような満足度を高めるような取り組みをしていきたいと考えております。そのためには守りの行政ではなく積極的に挑む行政を実践して行くことを目指します。何度も同じことを申し上げるようで恐縮ですが、「挑戦」「新鮮」「実行」をキーワードに今後の取り組み方針を述べさせていただきますと思います。まず「挑戦」ですが、挑戦なくして道は拓けません。「失敗は成功の糧である」と言われていますが、私も過去いろいろな事を経験する中で様々な苦難を乗り越えて現在があります。職員にも積極的な挑戦と、結果をしっかりと考察できる力をつけてほしいと思っています。また、町民の皆様にも積極的な「挑戦」を行っていただきたいと考えています。そのために「挑戦」を応援する支援金の創設を考えて参ります。これによって特産品開発や移住・定住・起業・新規就農、また福祉分野においてもこれからの新しい仕組みの提案などに繋がっていくのではないのでしょうか。「挑戦できる町、挑戦する人を応援する町、絶えず挑戦し続ける町」を目指します。次に「新鮮」ですが、民間上がりの行政経験のない町長で言うことなすこと今までの常識と違うと思われることがあるかも知れませんが、公務員世界の常識が必ずしも世間の常識とは限らないと思います。私は町民目線の行政推進を目指して行きたいと考えています。まずその一歩として仮称ではありますが「まちづくり委員会」を立ち上げ、町民の皆様の忌憚のないご意見ご要望を町政に反映できるシステムを構築していこうと思います。三つ目は「実行」です。これらのこともまずは役場職員がやる気をもって取り組まなければなにひとつとして実現していきません。役場職員の働きは町の発展、町民の幸せに直結するものであります。職員の質の向上こそまさにまちづくりの第一歩であると考え、徹底的に職員の意識改革・人材育成に取り組んで参りたいと考えております。後ほどご説明する補正予算にも職員研修費をお願いしてございますが、職員が自分の町を客観的に見ることができるようにならなければ町づくりは始まらないと思います。そのためにはよそのことを知り、それと比べて小海町の悪いところを改め、良いところを伸ばしていく、差別化を図る。人材育成にはお金が掛かりますが、将来の小海町のために投資をしていきたいと考えておりますので、議員の皆様の特段のご理解をお願いするものでございます。なお、私は就任以来職員には課の垣根を越えてオール役場で重点事業に取り組むようお願いしているところでございま

す。類似団体に比べても職員数が少ないという中では、このような取り組みはこれから益々必要となってくるのではないのでしょうか。以上、私がこれから町の舵取りを行っていく上での基本的な考え方です。とにかく町民の皆さんのために、町民目線の行政の執行に心がけたいと思っています。先般4月26日に中部横断自動車道が八千穂高原インターまで開通しました。新聞でもその影響には明暗が分かれているとの報道もありましたが、我が小海町にとっては大きなチャンスが到来したと思っております。このチャンスを生かし、積極的な挑戦をしていくことで何とか町を元気に行きたいと考えております。この先長坂JCTまでの延伸にはまだまだ時間が掛かると思われます。この間に小海町の魅力を発信しブランド化を図り、全線開通後も、通過地ではなく目的地にして来ていただけるような町づくりをして行きたいと考えております。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げます議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。議案第23号小海町、北相木村、南相木村中学校組合規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育行政の責任の明確化を図るため、教育長は委員としてではなく、首長が議会同意を得て直接任命する制度となりました。これに伴い委員数を5名から1名減の4名とするものです。小海町から選出される委員が3名から2名に減るものであります。なお、本案につきましては本日採決までお願いいたします。報告第1号小海町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日施行となっており、これにより小海町税条例等の一部改正を専決処分しましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。報告第2号平成29年度小海町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳入歳出予算の総額に79,281千円を追加し、予算総額を4,021,568千円としたものでございます。主な要因は精算によるものです。歳入につきましては特別交付税が確定により65,092千円の増額となりました。歳出につきましては総務費が15,744千円、民生費が17,182千円、衛生費が7,934千円、農林水産費が5,748千円、商工費が3,623千円、土木費が23,114千円、消防費が554千円、教育費が7,307千円など、それぞれ減額するなどの精算を行ったものです。予備費に161,068千円を増額しました。報告第3号平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に6,181千円を追加し、予算総額を695,644千円としたものでございます。主な要因は精算によるものです。歳入では国民健康保険税が3,528千円、国県支出金が6,156千円それぞれ増額となり、県補助金が3,082千円

減額となります。歳出では、保険給付費が 45,474 千円の減額となり、予備費を 52,473 千円増額としたものでございます。報告第 4 号平成 29 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から 10,750 千円を減額し、予算総額を 663,454 千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳出では、保険給付費が 7,773 千円減額、地域支援事業費が、2,409 千円減額となり、それに伴い、歳入では、国庫支出金が 2,976 千円、一般会計繰入金が 9,288 千円それぞれ減額となったものでございます。報告第 5 号平成 29 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から 101 千円を減額し、予算総額を 72,874 千円にするものでございます。主な要因は精算によるものでございます。以上 5 件につきましては、3 月 30 日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。議案第 24 号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う教育長職務代理の職務が、改正前の教育委員長とかわらないため月額報酬を 32,000 円とするものです。議案第 25 号特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、鉄道賃に座席指定料金を加えるものであります。議案第 26 号小海町積立金条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険事業が県に移行されたことによる、基金の用途を変更するものでございます。議案第 27 号小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国保税の 5 割軽減、2 割軽減の対象となる軽減判定基準額を求める際、世帯員の数等に乘ずる額を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものです。また町独自の減免制度も新たに定めるものであります。議案第 28 号小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の定数を現在の人員にあわせ、5 名減の 174 名とするものです。議案第 29 号平成 30 年度小海町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 157,753 千円を追加し、予算総額を 3,677,753 千円とするものでございます。主な補正内容としましては、集落支援事業の継続、プレミアム付商品券発行事業、道路修繕工事等土木費、人事異動に伴う人件費等の補正でございます。歳入につきましては地方交付税を 46,328 千円増額、国庫補助金は 24,748 千円の減額、県補助金が 31,373 千円の増額、基金繰入金を 69,500 千円増額、過疎債を 35,000 千円増額し財源とするものです。歳出につきましては、総務費で旧中学校跡地駐車場と職員等駐車場整備で約 10,000 千円、集落支援事業で 33,000 千円、農林水産費では農

	<p>道舗装事業等で約 40,000 千円、商工費でプレミアム付商品券発行補助で 10,500 千円、土木費では道水路維持修繕、改良舗装等で約 23,700 千円の増額としております。以上、本定例会にご提案申し上げました議案につきましてその概要を申し上げました。詳しくは副町長、また課長等から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、同意、承認、可決決定をお願い申し上げます。</p>
<p><u>日程第 4 諸般の報告</u></p>	
議 長	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 行政報告</u></p>	
議 長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。</p> <p>町長、黒澤弘君。</p>
町 長	<p>それでは行政報告をさせていただきます。議事日程の 6 ページから 8 ページに記載をさせていただいてございますが、それでは 6 点ほど報告をさせていただきます。</p> <p>まず 1 点目ですが、4 月 19 日及び 5 月 14 日に長野デザインセンター主催による大阪・東京マスコミ懇談会がありました。観光のグリーンシーズンに先立ち東京・大阪のマスコミの皆さんに観光情報を提供して集客の協力をお願いします懇談会ですが、私も観光協会長時代からできる限り出席してきましたが、これからもトップセールスということで積極的にやっていきたいと思っています。マスコミの皆さんも、新聞・旅行雑誌・テレビ・ラジオなど様々な皆さん 60 人ほどが参加していますが、市町村長が出席しているのは今までは野沢温泉村のみでした。小海町も頑張っていきたいと思っています。2 点目としまして議員の皆様方にもご参加いただきましたが、4 月 26 日に観光交流拠点センター「レストハウスふるさと」がオープンしオープニングセレモニーを行いました。連休中は天候にも恵まれた結果、例年以上の来店者があり有限会社ホソヤさんも予想以上の入り込みで大変だったというお話も聞いているところでございます。滑り出しが好調</p>

	<p>で一安心といったところです。3点目は4月28日に中部横断自動車道の八千穂高原ICから佐久南ICまでの開通式が行われ、議長さん共々出席してまいりました。皆様もすでにご利用いただいたかと思いますが、佐久平までの時間で15分ぐらひは短縮になり小海以南にとっては大変便利になりました。先ほども施政方針の中で申し上げましたが、この効果をぜひ今後の町づくりに役立てていくよう積極的な施策を考えて行かなければならないと思っています。4点目ですが、5月21日に健康福祉祭りの実行委員会が開催され、今まで2月に開催していたわけですが、寒さや雪の影響を避けるため今年から小海分院の病院祭と共同開催ということになり、今年10月28日に分院と役場を会場として実施することに決定いたしました。また皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。5点目ですが5月26日に山梨県の笛吹市、旧石和町を中心に合併した市でございすが、全日本ノルディックウォーキング連盟の仲介により来年6月22・23日に当町で行われる連盟の10周年記念イベントでの交流依頼のため笛吹市長を表敬訪問いたしました。また、ノルディックウォーキングで変形性股関節症の治療を行おうと研究している富士温泉病院の名誉院長ともお会いすることができ、今後町民の皆さんの健康づくりに大いに役に立つのではないかと考えているところでございます。最後に6点目でございますが、5月30・31日と県議会の農政林務委員会の皆さんが視察に来られ、概算総額11億5,000万円となる小海原の畑かん事業をぜひ県営事業として採択して欲しいという陳情を行いました。現在の委員長は南佐久出身の依田明善県議ですし、県の担当課長も以前佐久地域振興局にいてこの件については理解のある方ですので、今後も積極的に働きかけていきたいと考えております。以上6点報告させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>総務課長 【平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】 【小海町長期振興計画審議会の報告】 【特別職報酬等審議会の報告】 町民課長 【小海町国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】 産建課長 【平成29年度水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告】 副町長 【小海町開発公社経営状況の報告】</p>
<p>議長</p>	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長であります。 ここで11時10分まで休憩といたします。</p>

	(ときに 10 時 53 分)
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第 23 号につきましては上程から採決まで、報告第 1 号から議案第 29 号、陳情第 1 号から陳情第 3 号につきましては上程から付託までといたします。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<u>日程第 6 「議案第 23 号」</u>	
議 長	<p>日程第 6、議案第 23 号</p> <p>「小海町、北相木村、南相木村中学校組合規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(総務課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案 23 号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり、決定する事に賛成の方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 23 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。</p>

日程第 7 報告第 1 号

議 長	日程第 7、報告第 1 号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。 ここで休憩といたします。 <p style="text-align: right;">(とくに 11 時 32 分)</p>
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、先程、12 時 30 分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長、篠原義従君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。6 月 13 日 (水) 午前 10 時より総務産業常任委員会、視察なし。午後 1 時より予算決算常任委員会歳入全般、総務産業関係の審議を行います。6 月 14 日 (木) 午前 10 時より民生文教常任委員会、視察なし。午後 1 時より予算決算常任委員会民生文教関係の審議を行います。また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察および全員協議会につきましては、6 月 11 日、12 日合同で行ないます。なお、陳情 1 件が新たに追加となりました。お手元の付託表に付け加え陳情 3 件となります。以上で、報告を終わります。
<u>日程第 8 報告第 2 号</u>	
議 長	日程第 8、報告第 2 号 「平成 29 年度小海町一般会計補正予算 (第 7 号) について」を議題といたします。

10 番議員	ついでに普通交付税は何時確定する訳ですかね。12 月でしたかね。お願いします。
総務課長	すみません。それにつきましても日付までは確認ができておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。
議 長	<p>1 1 款 交通安全対策特別交付金</p> <p>1 2 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p>1 4 ページ 2 項 負担金の続き</p> <p>1 3 款 使用料及び手数料 1 項 使用料</p> <p>1 5 ページ 1 項 使用料の続き 2 項 手数料</p> <p>1 6 ページ</p> <p>1 4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 項 国庫補助金</p> <p>1 7 ページ 3 項 国庫委託金</p> <p>1 5 款 県支出金 1 項 県負担金 2 項 県補助金</p> <p>1 8 ページ 2 項 県補助金の続き 3 項 県委託金</p> <p>1 9 ページ</p> <p>1 6 款 財産収入 1 項 財産運用収入 2 項 財産売払収入</p> <p>1 7 款 寄付金</p> <p>2 0 ページ</p> <p>1 8 款 繰入金</p> <p>2 0 款 諸収入 1 項 預金利子 3 項 受託事業収入 4 項 雑入</p> <p>2 1 ページ 4 項 雑入の続き</p>

10 番議員	21 ページ雑入の下から 2 行目の農業集落排水の消費税の還付金ですが、特別会計がなくなって一般会計でやって戻ってきたという説明ですが、何故戻ってきたという説明がもし分るようでしたらお願いしたいと思います。
副町長	特別会計の農集の時は消費税がかかっておりまして、使用料とか収入に対しては消費税が含まれておりますので、使用料に対しての消費税分を納めると。今度は支出の方ですが農集の方で支出したのについては消費税を含めて業者とか委託料として払いますので消費税が含まれて払うと。収入として消費税が入ってきたのと支出して支払った消費税の差し引きが清算されて次年度に返ってくるという中身でございます。28 年度の農集の収入はほとんどなく終わってまして、入ってくる消費税はほとんどなくて、支出の方が一般会計から負担金を入れて処理場とか大きい金額で直した、それは消費税を含めて払っておりますので払った分のほとんどが返ってきたという考え方でお願いしたいと思います。以上です。
2 番議員	ごみ袋販売の説明で大中小の袋を大に統一したから 1,000 千円減ったという説明があったように理解したんですが、もし間違っていたら修正させて下さい。この意味をどういうふうに考えたらいいか、実際のごみの捨て方が町民の皆さんに新たな負担を生じているのか、ちょっとごみが減っているのか分からないですけどその辺ご説明いただけますでしょうか。
町民課長	考え方としまして生ごみ以外の袋は同じ袋にしたということがありまして、ごみの量は減ってないと思うんですが、家で袋を揃えるストックの種類が減ったことで同じ袋を買えばいい訳で、いろんな袋を買ってストックしておく種類が減ったため、家に置いておく袋の数が少なくなったのではないかと理解しております。以上です。
議 長	2 2 ページ 2 1 款 町債 【歳出】 2 3 ページ 1 款 議会費 2 款 総務費 2 4 ページ 2 5 ページ 2 6 ページ 5 項 延滞金加算金及び過料 1 項 総務管理費 1 目一般管理費 1 目 一般管理費の続き 1 目 一般管理費の続き 2 目 財産管理費 2 目 財産管理費の続き 3 目 広報費

	4目 企画費	
2番議員	企画費のところ空き家等対策計画策定委託料、これの中身はどのようなことをお願いしたのか教えていただけますでしょうか。	
総務課長	中身の細かいことまでは私も承知しておりませんので、これ資料として提出させて下さい。よろしく申し上げます。	
議長	27ページ	4目 企画費の続き 5目 地域振興費 6目 積立金
	28ページ	2項 徴税費 2項 徴税費の続き 3項 戸籍住民登録費 4項 選挙費
10番議員	3項の戸籍住民登録費で個人番号カード交付事業委託がゼロになっているんですが、事業の内容とこれまでにどのくらい出しているのかという部分も分るようでしたらお願いしたいと思います。	
総務課長	今までにどのくらい出しているという数字は今掴んでおりませんのでまた後ほど報告させていただきたいと思います。減につきましては長野県全体の取り扱い件数が少なかったと、交付事業が少なかったということで国からくるお金が収入がゼロになっておりますので、それに伴って支出もなくなったということでございます。また詳しくは委員会の席で申し上げたいと思います。	
10番議員	また委員会の方で伺いたいと思いますが、国からくるお金がゼロになったから減らしているということなのか、私は申請か何かがあってカードの要求があって申請者がなかったからゼロになったという認識だったのですけれどもそこは違う訳ですか。	
総務課長	私もまだ勉強不足で大変申し訳ないんですが、係の方からは全体的な取扱量が小海だけの算定ではなくて県全体でどのくらいの取り扱いがあったかということで、それで国の方から補助金がきているそうなんですが、それが全体的の取扱量が少なくなったために補助金がゼロになったと聞いておりまして、細かいことについては大変申し訳ないのですが予算決算委員会の中でお答えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。	
議長	29ページ 30ページ	4項 選挙費の続き 4項 選挙費の続き 5項 統計調査費 6項 監査費

	3 款 民生費 3 1 ページ	1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 1 目 社会福祉総務費の続き
2 番議員	負担金及び交付金の中のNPO法人等支援補助金というのが 300 千円から 0 になっている、これはどういったNPOなのか教えていただけますでしょうか。	
町民課長	申し訳ありません。内容を掴んでおりませんので、また後ほどお答えさせていただきますと思います。	
議 長	3 2 ページ 3 3 ページ 3 4 ページ	2 目 老人福祉費 2 目 老人福祉費の続き 3 目 やすらぎ園運営費 4 目 心身障害者福祉費 4 目 心身障害者福祉費の続き 5 目 あゆみ園運営費 2 項 児童福祉費 1 目 保育所費
2 番議員	34 ページ、35 ページのおのおのの項目が概ね全て減額になっております。先ほどの社会福祉のところでも減額が多いのですが、この背景としては児童数の減少ということが原則としてあるのでしょうか。教えていただければと思います。	
子育て支援課 長	ほとんど減額ということですのでけれども予算の範囲の中で事業を展開した中での最終的な精算ということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。	
2 番議員	それはわかるんですけども減額の背景にあるのが出生数の減少とか、児童の減少とか、生徒の減少とかそういったことなのかということをお聞ひしているんです。	
子育て支援課 長	児童数が減ったから減ったのかということではなく、当初予算に対しての精算ということでお願ひしたいと思ひます。	
2 番議員	当初予算の編成のときのある程度の人数を想定して起算しているはずなんです。それが減額になったんじゃないかということをお想定して今質問をした訳ですから、ちょっと説明になっていないのかなという気がするんです。	
議 長	3 5 ページ 3 6 ページ 4 款 衛生費	2 目 児童措置費 3 目 児童館運営費 4 目 結婚推進・子育て支援費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 2 目 予防費

	<p>2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費</p> <p>37ページ 1目 生活環境衛生総務費の続き</p> <p>2目 塵芥処理費</p> <p>4目 住宅管理費</p> <p>5目 町営バス運行管理費</p> <p>38ページ 5目 町営バス運行管理費の続き</p> <p>5款 農林水産費 1項 農業費 2目 農業振興費</p>
2番議員	<p>農林水産費で農業振興費の鞍掛豆購入費というのが1,600千円から1,510千円に減額になっている。これはこれでいいんですけどもその半面で鞍掛豆の販売収入というのが1,000千円になっている訳ですね。そうすると1,510千円で町が調達した鞍掛豆を販売して1,000千円の収益を得たという理解でよろしいのでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>歳入のところの21ページに豆の販売収入ということで2,200千円載っております。歳出のところでは原材料費ということで1,510千円ということでございますのでよろしく願いいたします。</p>
2番議員	<p>今の私の解釈でよろしいのでしょうか。違っているということ。もう一度ちょっとお願いします。</p>
産業建設課長	<p>補正額が1,000千円なので1,000千円増えているということです。</p>
議長	<p>2目 農業振興費の続き</p> <p>3目 畜産振興費</p> <p>4目 農地費</p> <p>40ページ 4目 農地費の続き</p> <p>5目 山村振興事業費</p> <p>2項 林業費 1目 林業振興費</p> <p>2目 県有林受託事業費</p> <p>41ページ 2目 県有林受託事業費の続き</p> <p>3目 林道費</p> <p>6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費</p> <p>2目 観光費</p> <p>42ページ 2目 観光費の続き</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>43ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費の続き</p> <p>7款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費</p> <p>44ページ 1目 土木総務費の続き</p>

9 番議員	すみません戻りますけれども、43 ページの温泉の関係で原材料費 16 節ですね。先程説明で原材料費原価率が 47% で非常に高いと説明されましたが、その原因というか要因は分っているのでしょうか。全協などでもこういうこと議論されていると思うんですがその辺りどうでしょうか。
観光交流センター所長	今回 4,900 千円程の補正ということで大きな補正で恐縮でございます。原材料費のことで申し上げますと、ここ 3 年くらい調べましたけれども町内業者の方を優先しなさいと言う指示がきております。計算しますと約 50% は町内の業者さんから入れております。だから高いかということ必ずしもそうとは言えないのかもしれませんが、1 つ大きな要因ではないかというような気が致します。原価率のことで言いますとやはり売値がもうちょっと上げたいというのにはありますが、値上げについても消費税の値上げまで待つべきだというご意見が強いようですので、その 2 つの要因が一番大きいのではないかというふうに考えています。
10 番議員	関連で伺っておきたいと思いますが、町内業者からの仕入れが云々と言われましたけれども、温泉運営検討委員会では入札をして他所の業者より高いものを町内業者から入れるということは許可していない訳であります。ですから何となく今の説明では町内業者から材料を仕入れると高くなるというようなニュアンスをもっていただけでありますけれども、そういうことであればあるできちんとした説明、資料を出してやっていただきたいと思っております。
観光交流センター所長	井出議員さん温泉審議会の委員長でもありますので、またこの 7 月に審議会をお願いしてございます。その中でこういったことなのか数字的なことも含めてまたご検討いただければと思っております。私の方で説明が不適切だったからと思っております。失礼いたしました。
2 番議員	それに多少関わりますけれども、委託料費の仕入れの実態についても品目とか事業者名はともかくとして、町内事業者と町外事業者いるのかどうか、仕入れの季節別どうなっているのかとかそういったデータを検討委員会の方、もし間に合えば出していただければと思っておりますがいかがでしょうか。
観光交流センター所長	原材料に限りでよろしいのでしょうか。それとも今委託というようなお話もあったので、原材料でも少しまとめればということもありますけれども、業者多岐にわたっておりますので全て詳細をとというのはちょっと難しいかなというような感じがいたします。本当にずらっとなってくるという感じですか。それから委託については基本的に町内、町外ものによりますので、施設管理ですとか町内では出来ない部分もたくさんございますのでそういったこともございます。ですので全体をといえますか、

	できる限りのものはご用意させていただきたいと思っています。
議長	2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 45ページ 1目 道路維持費の続き 2目 道路改良舗装費
2番議員	工事請負費のところそれぞれ減額の数字が大きく出ておりますけれども、工事の見積価格と受注価格とそれから補正によってそれがどれだけそれが減額されたのかという一覧表のようなものは作れないものでしょうか。
産業建設課長	今の内容につきましては検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。
議長	46ページ 8款 消防費 9款 教育費 47ページ 48ページ 49ページ 50ページ 51ページ 10款 災害復旧費 11款 公債費 12款 予備費 1項 教育総務費 2項 小海小学校費 1目 学校管理費 2目 教育振興費 2目 教育振興費の続き 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費 2目 公民館費 3目 総合センター運営費 4目 美術館運営費 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 1目 保健体育総務費の続き 2目 小海小校学校給食費 3目 スケートセンター運営費 3目 スケートセンター運営費の続き
議長	その他全体を通じて質疑はございますか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 ここで2時20分まで休憩とします。 (ときに14時03分)

日程第9 報告第3号

議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>日程第9、報告第3号</p> <p>「平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>																																																																
(事務局長朗読)																																																																	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>																																																																
(町民課長説明)																																																																	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">6 ページ</td> <td style="width: 5%;">1 款</td> <td style="width: 60%;">国民健康保険税</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 款</td> <td>使用料及び手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 款</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 ページ</td> <td>3 款</td> <td>国庫支出金の続き</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 款</td> <td>県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ページ</td> <td>5 款</td> <td>療養給付費交付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 款</td> <td>財産収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 款</td> <td>繰入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 ページ</td> <td>1 1 款</td> <td>諸収入</td> <td></td> </tr> </table> <p>【歳出】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 0 ページ</td> <td style="width: 5%;">1 款</td> <td style="width: 60%;">総務費</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>1 1 ページ</td> <td>1 款</td> <td>総務費の続き</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 款</td> <td>保険給付費</td> <td>1 項 療養諸費</td> </tr> <tr> <td>1 2 ページ</td> <td>2 款</td> <td>保険給付費</td> <td>1 項 療養諸費の続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 項 高額療養費</td> </tr> <tr> <td>1 3 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>2 項 高額療養費の続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 項 出産育児諸費</td> </tr> </table>	6 ページ	1 款	国民健康保険税			2 款	使用料及び手数料			3 款	国庫支出金		7 ページ	3 款	国庫支出金の続き			4 款	県支出金		8 ページ	5 款	療養給付費交付金			8 款	財産収入			9 款	繰入金		9 ページ	1 1 款	諸収入		1 0 ページ	1 款	総務費		1 1 ページ	1 款	総務費の続き			2 款	保険給付費	1 項 療養諸費	1 2 ページ	2 款	保険給付費	1 項 療養諸費の続き				2 項 高額療養費	1 3 ページ			2 項 高額療養費の続き				3 項 出産育児諸費
6 ページ	1 款	国民健康保険税																																																															
	2 款	使用料及び手数料																																																															
	3 款	国庫支出金																																																															
7 ページ	3 款	国庫支出金の続き																																																															
	4 款	県支出金																																																															
8 ページ	5 款	療養給付費交付金																																																															
	8 款	財産収入																																																															
	9 款	繰入金																																																															
9 ページ	1 1 款	諸収入																																																															
1 0 ページ	1 款	総務費																																																															
1 1 ページ	1 款	総務費の続き																																																															
	2 款	保険給付費	1 項 療養諸費																																																														
1 2 ページ	2 款	保険給付費	1 項 療養諸費の続き																																																														
			2 項 高額療養費																																																														
1 3 ページ			2 項 高額療養費の続き																																																														
			3 項 出産育児諸費																																																														

	<p>14 ページ</p> <p>5 款 老人保健拠出金</p> <p>8 款 保健事業費</p> <p>15 ページ 8 款 保健事業費のつづき</p> <p>9 款 基金積立金</p> <p>10 款 諸支出金</p> <p>16 ページ 11 款 予備費</p> <p>4 項 葬祭諸費</p> <p>5 項 移送費</p> <p>5 項 移送費のつづき</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 10 報告第 4 号</u>	
議 長	<p>日程第 10、報告第 4 号</p> <p>「平成 29 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について」</p> <p>を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <p>6 ページ 1 款 保険料</p> <p>2 款 使用料及び手数料</p> <p>7 ページ 3 款 国庫支出金</p> <p>8 ページ 4 款 支払基金交付金</p> <p>5 款 県支出金</p> <p>6 款 サービス収入</p> <p>9 ページ 7 款 財産収入</p> <p>8 款 繰入金</p>

議 長	10 ページ	11 款 諸収入
		【歳出】
	11 ページ	
	1 款 総務費	
	2 款 保険給付費	1 項 介護サービス等諸費のうち
		1 目 居宅介護サービス給付費
12 ページ		1 目 続き
		2 目 特別居宅介護サービス給付費
		3 目 地域密着型介護サービス給付費
13 ページ		3 目 続き
		4 目 施設介護サービス給付費
		5 目 特例施設介護サービス給付費
14 ページ		5 目 続き
		6 目 居宅介護福祉用具購入費
		7 目 居宅介護住宅改修費
15 ページ		7 目 続き
		8 目 居宅介護サービス計画給付費
16 ページ		2 項 介護予防サービス給付費のうち
		1 目 介護予防サービス給付費
		2 目 介護予防福祉用具購入費
17 ページ		3 目 介護予防住宅改修費
		4 目 介護予防サービス計画給付費
18 ページ		4 目 続き
		3 項 その他諸費
19 ページ		4 項 高額介護サービス費
		5 項 高額医療合算介護サービス等費
20 ページ		5 項 続き
		6 項 特定入所者介護サービス等費のうち
		1 目 特定入所者介護サービス費
21 ページ		2 目 特例特定入所者介護サービス
		3 目 特定入所者支援サービス費
22 ページ		4 目 特例特定入所者支援サービス
	3 款 地域支援事業費	1 項 日常生活支援総合事業費のうち
		1 目 介護予防・生活支援サービス事業費
23 ページ		1 目 続き

	<p>24 ページ</p> <p>25 ページ</p> <p>26 ページ</p> <p>4 款 基金積立金</p> <p>5 款 諸支出金</p> <p>27 ページ</p> <p>6 款 予備費</p>	<p>2 目 介護予防ケアマネジメント事業費</p> <p>2 項 一般介護予防事業費</p> <p>2 項 続き</p> <p>3 項 包括的支援事業任意事業費のうち</p> <p>1 目 包括的支援事業費</p> <p>2 目 任意事業費</p> <p>2 目 続き</p> <p>4 項 その他諸費</p> <p>4 項 続き</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。	
	(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。	
<u>日程第 1 1 報告第 5 号</u>		
議 長	<p>日程第 1 1、報告第 5 号</p> <p>「平成 2 9 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>	
	(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>	
	(町民課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>4 ページ</p> <p>1 款 後期高齢者医療保険料</p> <p>2 款 使用料及び手数料</p>	

	<p>3 款 繰入金 5 ページ 5 款 諸収入</p> <p>【歳出】 6 ページ 1 款 総務費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 3 款 諸支出金 7 ページ 3 款 諸支出金の続き 4 款 予備費</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 1 2 「議案第 2 4 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 2 4 号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	<p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	<p>(総務課長説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 1 3 「議案第 2 5 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 3、議案第 2 5 号 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p>

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第14「議案第26号」</u>	
議長	日程第14、議案第26号 「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第15「議案第27号」</u>	
議長	日程第15、議案第27号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 6 「議案第 2 8 号」</u>	
議 長	日程第 1 6、議案第 2 8 号 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ここで 3 時 20 分まで休憩とします。
(とくに 15 時 05 分)	
<u>日程第 1 7 議案第 2 9 号</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 1 7、議案第 2 9 号 「平成 3 0 年度小海町一般会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で各款あるいはページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	<p>【歳入】</p> <p>8 ページ</p> <p>10 款 地方交付税</p> <p>14 款 国庫支出金</p> <p>15 款 県支出金</p> <p>9 ページ</p> <p>18 款 繰入金</p> <p>20 款 諸収入 4 項 雑入</p> <p>21 款 町債</p> <p>【歳出】</p> <p>10 ページ</p> <p>1 款 議会費</p> <p>2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p> <p>11 ページ 1 目 一般管理費の続き</p>
12 番議員	11 ページの一番上に研修会講師謝礼 1,000 千円ということで、先程 200 千円で 5 回くらい実施したいということでありましたけれど、職員対象ということをお聞きした訳ですが、どんなことを予定しているのか。1 回 200 千円となりますと、私の認識の中では大学教授クラスくらいの謝礼になると思いますが、こういった内容を予定しているのかお聞きします。
総務課長	職員対象なんですけれども、是非大勢の皆さんに聞いていただきたいと思しますので、やる時には議員の皆さんにもお声掛けをしたいと。それから他所の町村ですね。そういったところにも声を掛けていこうかという考えでおります。今のところ決まっておりますのは地域づくりでかなり精通している方で、「ソトコト」という地域づくり雑誌の編集長をやっております指出一正さんという方がおるんですが、この方は地域活性化センターの地域リーダー養成塾のおすすめの講師で、この方は講師料 1 時間 100 千円ということですので 2 時間の研修をお願いしてございます。お願いしてございますというかお願いする予定でございます。それから

	<p>その他には明治大学の監査役で中小企業診断士をやっておられて、前オリックスの副社長という佐藤さんという方がおいでになるんですが、この方は海外勤務が長かったということでかなり世界的にグローバルな視点でいろいろ講演をしていただけるということでございまして、この方の講演を3回ほど考えております。その他にもう1回地域活性化センターの方でよく講師をしておられる先生にお願いしようかと思っております。計5回を予定しております。以上です。</p>																		
12番議員	<p>続いてその下の方に町長交際費500千円から1,000千円ということで増額されておりますが、29年度までにおきまして今までの500千円ではかなり窮屈であったというそういった認識のもとに増額されたのかお聞きしたいと思います。</p>																		
総務課長	<p>先程町長トップセールスを積極的にやっていきたいということを施政方針として申し上げたと思うんですが、やはりマスコミ等こちらに取材に来ていただいたりそういったときに宿泊して多少のお取持ちをしたりということもございまして、東京、大阪等へ出掛けて行ったときにも今まで町長身銭を切っていたということもあるんですが、接待費等も必要だろうということで今までの中ではやり繰りが利かないものですから500千円増額をさせていただきたいということですのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。</p>																		
議 長	<table border="0"> <tr> <td>1 2 ページ</td> <td>2 目 財産管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 目 財産管理費の続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 目 企画費</td> </tr> <tr> <td>1 3 ページ</td> <td>5 目 地域振興費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 目 地域振興費の続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 項 徴税費</td> </tr> <tr> <td>1 4 ページ</td> <td>3 項 戸籍住民登録費</td> </tr> <tr> <td>3 款 民生費</td> <td>1 項 社会福祉費</td> </tr> <tr> <td>1 5 ページ</td> <td>2 項 児童福祉費</td> </tr> </table>	1 2 ページ	2 目 財産管理費		2 目 財産管理費の続き		4 目 企画費	1 3 ページ	5 目 地域振興費		5 目 地域振興費の続き		2 項 徴税費	1 4 ページ	3 項 戸籍住民登録費	3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 5 ページ	2 項 児童福祉費
1 2 ページ	2 目 財産管理費																		
	2 目 財産管理費の続き																		
	4 目 企画費																		
1 3 ページ	5 目 地域振興費																		
	5 目 地域振興費の続き																		
	2 項 徴税費																		
1 4 ページ	3 項 戸籍住民登録費																		
3 款 民生費	1 項 社会福祉費																		
1 5 ページ	2 項 児童福祉費																		
1番議員	<p>児童館運営費の中で児童館の川側の土手が崩れてるんですね。その手当、ここには予算的に補正では載っていないんですが、その辺りどういうふうになっているか教えていただけますか。</p>																		
子育て支援課長	<p>現状で緊急性があるかどうか確認をし、今後対応をしていきたいと思っております。</p>																		
1番議員	<p>子供達の庭でございますので非常に危険性が伴うと思うんですね。何を仕出かすか分からない子供達のためにやはり早急にこれはやっていただきたいと考えますが、如何でしょうか。</p>																		

子育て支援課長	現状を把握した中で今回追加で補正という訳にはいきませんので、次のところで対応を練っていきたいと思います。
1番議員	役場内のそういった事情は分かりませんが、前年も小学校で崩落の石のことがございまして、やはり子供達のため、ためというか子供達の安全を考えるとという面では、早急に災害と同じような視点で考えていただきたいと思うんですか、如何でしょうか。
副町長	早急に調査をして参りたいと思います。よろしく申し上げます。
1番議員	よろしくお願い致します。早急をお願いします。
議長	<p>16 ページ</p> <p>4 款 衛生費</p> <p>1 項 保健衛生費</p> <p>2 項 生活環境衛生費</p> <p>17 ページ</p> <p>5 款 農林水産費</p> <p>1 項 農業費 1 目 農業委員会費</p> <p>2 目 農業振興費</p> <p>18 ページ</p> <p>2 目 農業振興費の続き</p> <p>4 目 農地費</p> <p>19 ページ</p> <p>4 目 農地費の続き</p> <p>2 項 林業費</p> <p>20 ページ</p> <p>2 項 林業費の続き</p> <p>6 款 商工費</p> <p>1 項 商工費 1 目 商工振興費</p> <p>2 目 観光費</p> <p>21 ページ</p> <p>2 目 続き</p> <p>4 目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>22 ページ</p> <p>4 目 続き</p> <p>7 款 土木費</p> <p>1 項 土木管理費</p> <p>2 項 道路橋梁費</p> <p>23 ページ</p> <p>2 項 道路橋梁費の続き</p> <p>24 ページ</p> <p>3 項 都市計画費</p> <p>8 款 消防費</p> <p>9 款 教育費</p> <p>1 項 教育総務費</p> <p>25 ページ</p> <p>1 項 教育総務費の続き</p> <p>3 項 社会教育費</p>
12番議員	一番下に町誌第5編編纂委員謝礼ということで、先程説明の中で15名の委員でということでありましたけれど単純計算をすると160千円ぐらいだと思っと思うんですが、そういった町の歴史をきちっと残していただくこと

	<p>は大事だと思うし、この人達の努力にはやはり敬意を表さないといけないんですが、ここで30年度の補正予算として載ってくるのはどういう理由なのかお聞きしたいと思います。</p>
教育次長	<p>当初要求をしましてところ骨格予算ということで、今回が本予算というイメージでありまして今回補正を計上させていただいたという趣旨でございます。よろしくお願いします。</p>
12番議員	<p>編纂を行っている委員の人たちの活動は継続的に行われているものだと思うんですが、今この第5ということですがその辺のどこまでどうやっているのか、そういった状況についてはどうですか。</p>
教育次長	<p>今後の予定でございますがこれで予算が成立した暁に編集員会を開催しまして、主に文化財の調査委員の皆さん14名いらっしゃいます。その他に監修というかたちで1名の方をお願いしスタートをしたい。そして計画的には来年も同じ作業をしまして33年に発刊する予定で進めたいと思っております。資料的には町志等過去からの資料がございますから、そういうものを研究されている皆さんの知恵を、力をお借りしての作業ということになると思います。</p>
議長	<p>26ページ 3項 社会教育費つづき 27ページから30ページ 補正予算給与費明細書 27ページ</p>
7番議員	<p>手当の一般職総括の中で手当のトータル的には774千円の減になっているんですけど、これは期末手当が2,790千円という中で超過勤務手当これが2,000千円ほど増になっているところでございます。28年度が3,600千円くらいで29年度が昨年が4,000千円、それから今年度当初が4,000千円だったのがここに来て2,000千円増ということは、多分昨年度といいますか29年度当たりの実績に基づいていると思っておりますが、この数字的根拠をお尋ねいたします。</p>
総務課長	<p>超勤手当につきましては今まで職員には一定程度1ヶ月10千円を限度に12ヶ月、最高で12ヶ月分ということでやってきておりましたが、やはり職員間の不公平も生じますし、代休取得を促している訳ですがなかなか代休の取得に至らないと、ほぼサービス残業というかたちになってしまっておりまして、やはり町長の方針でもありますけれども、出すものは出すからしっかりと仕事はしてもらいという方針に基づきまして、今までサービス残業をさせていた分をある程度手当を見てやると、その代り一生懸命仕事をしていただきたいという方針で今回増やさせていただき</p>

	<p>ております。これにつきましては調査をしまして今後もサービス残業というかたちにならないような方策を探って職員のやる気を出していきたいという方針でございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>職員のやる気というのは原則時間の範囲内の中でやっていく、それから万が一何かあった時に緊急、あるいは臨時的なもので超過勤務というものになるのではないかと私は思います。超過勤務手当をつけるから仕事をやれというのは私は本末転倒ではないかと思えます。これだけ今働き方改革ということが云々されている中で、超勤を出すから、それから今サービス残業ということを言われましたが、当然これは残って時間外で働く場合には超勤簿をつけられていると思えますので、そういったものは資料として提出出来る訳ですか。まさか 4,000 千円が一機に 6,000 千円、2,000 千円増えてくるということは如何かなと私は疑問を感じておるのでお尋ねする訳でございますけれども、その辺の 2,000 千円の根拠というものは例えば昨年、29 年度なら 29 年度の超勤簿をつけてあったけれどもその辺のところは先程課長が説明したとおり 10 千円くらいで頭打ちで代休をとれというようなかたちでやっていた部分を補填したいということならばまた超勤簿等をしっかり見ていけばそれも分る訳で、まさか超勤簿をつけていないものを簡単にサービス残業という訳にはいかないんじゃないかなと思います。何かあった場合には公務にもならない訳でありますから、超勤手当がつくつかないは別としても、時間外で働く場合にはやはりそういったものつけてあるのではないかなと思えますがそういった資料は提出出来る訳ですか。</p>
総務課長	<p>職員、勿論超勤簿は全部つけてございます。単純な要するに超勤に対して支払うという訳でなくて、今 7 番議員さんおっしゃったように緊急的というか、例えば災害ですとか選挙ですとかあとはイベント関係、それから温泉で言った場合には繁忙期の超勤ですね。そういった特別な勤務に対して出してるということで、本来言っはなんですが自分のペースが遅くて例えば通常の仕事が 5 時 15 分で終わらなければならないところが 6 時、7 時までかかったと、こういったものについては全て課長がチェックしております、今のところそういったもので超勤というかたちでつけている職員はおりません。例えば町民課では障がい者スポーツ大会ですとか、敬老会ですとかそういった時に出了たものに対して超勤簿につけるということでやっておりますのでご理解いただきたいと思えます。</p>
7 番議員	<p>敬老会だとかいろいろな日に職員が出て働いているのは重々承知しておりますし、原則代休でやってきているからなかなか超勤も今までは増えなかったと。今日ここですぐということは申しません。予算決算委員会</p>

	の時に 2,000 千円のこの根拠をお示し願いたいというふうに考えておりますのでお願い致します。
議長	28 ページ
7 番議員	(2)の給与及び職員手当の増減額の明細ということで給料、昇格によるもので 1,345 千円ということになっております。確か当初予算でも昇格で 2,546 千円が計上されております。この昇格の何級から何級に何人上がりというような一覧表を今回のこの次の予算決算常任委員会に提出していただきたいと思いますが如何でしょうか。
総務課長	資料提出させていただきます。以上です。
7 番議員	そういうことでよろしくお願い致します。先般の臨時議会の時の説明で新しく自動車担当の方に係を作ったとお聞きしたんですが、それはそれで町営バスの運営の中で必要な係を作ることはやぶさかではないかと思えますが、それと併せて建設系の係長のところは年が云々ということで産業建設課長が係長を兼務ということ、産業建設課農政、観光、商工業と大変お忙しい中、そしてまた建設に関しては元々がその道の専門家ですから簡単にできると思えますが、総務課長公務員の給料というのはすべて年齢でなく小海町の場合にも年功序列ではなくて職務給の原則ということに基づいてこの間の時も発言された訳でしょうか。その辺をお尋ねします。
総務課長	人事評価等に取り組む準備をしております。人事評価等が入ってくれば職務給というかたちではっきりしたかたちでやっていけると思いますが、とりあえず今までの職員間のバランスもございまして係長に上がるのが大体 41・2 歳ぐらいのところみんな係長に昇格しているという中で、例えば今回のケースで言いますとまだ 39 歳か 40 歳だったと思うんですが、それを係長に昇格させてしまうと途中で追いついてしまったりそういったケースがもしかしたら生じる可能性が出てくると思えます。そういった意味で今回とりあえず産業建設課のところは兼務にしたということでご理解いただきたいと思えます。一般職の職員の初任給昇格昇給等に関する規則ということで例規集 1057 ページからございまして、今のところこれに基づいて昇格をさせているということでご理解をいただきたいと思えます。
7 番議員	係長に昇格するとか誰がなろうとそれぞれのところでありますからそれはそれで全然問題ないんですけど、先般の新しい系の設置の際にも年齢云々ということがありましたし、それからまた経済係長等の時にも年齢云々ということが出てきたと。今、男女雇用均等法の中でも男女の勤労ということの差というものが出てくる訳ですから、今後そんなことが

	<p>ないと思いますが、年齢ということを取り上げて昇格ということになってくれば、例えば保育所で働いている保母さん達もかなりの年輩の方もおる訳ですから、その辺はきっちりとした職階性によって職務給ということで私は対応していくべきだと思います。年齢云々ということは仕事のできる人、町長も民間の中でやってきた中で役場の常識は非常識だということも言われている訳でございますので、そういった意味で原則、やはりこれは誰が見ても職階性に基づく職務給、年齢云々ということを出して来たらやはりこれは女性の皆さんにとっては何時になっても結構な年配の方もいる訳ですけれども、この人達は 41・2 歳で係長になるんだったらその人達もみんな係長になっていけるのかということになれば原則が崩れてしまいますので、その辺は感情的、気持ち的には総務課長の気持ちも大変私は理解できますけれども、ただそれも置かれている職務ということで私は徹していただきたいということを要望しておきます。以上です。</p>
議長	<p>給与費明細書 29 ページ 30 ページ</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。</p>
2 番議員	<p>一点遡らせていただきたいんですが、13 ページの総務費のところの集落支援事業がありまして 5 項 2 の 1 の 5 需用費の集落支援事業で新規にということをおっしゃられましたけれども、前町長も集落支援事業概ね 30,000 千円くらい毎年やっておりまして、今回の実施要綱と前回までの実施要綱の差というか町長がおっしゃっている新鮮、あるいは挑戦こういった要素がこの実施要綱の中で何処に込められているのかご説明をお願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>この集落支援事業につきましては区長会でアンケートをさせていただいて、これは前新井町長の任期中の政策だった訳ですが、各区の皆さんからかなり継続要望が強かった訳です。アンケートを取ってもほとんどの区の区長さんが是非継続していただきたいということで、これにつきましては町長の言う新鮮・実行と要するに一緒に絡めての話ではなくて、今まで皆さんがかなり役に立ったということで是非今後も継続していただきたいという事業でございますので、その意を汲んで今回改めて計上をさせていただいたということです。来年以降ですね、これは区長会で区長の皆様にもご説明を申し上げたんですが、来年以降このまま継続ということとはもしかしたら無いのかもしれないと。何故かといいますと町</p>

	<p>長の公約であります挑戦する人を応援する新たな事業を創設していきたいということでその財源を見つけなければいけませんので、ことによるとその一部の財源をここから捻出していくというかたちにもなるかもしれませんが、それはまだはっきりとしたことは決まっておられませんけれども、来年以降新たな政策を出していきたいということでご理解いただきたいと思います。</p>
2 番議員	<p>私は兼ねてから総務課長もご存じかと思えますけれども、PDCA を強く主張しておりますして Plan、Do、Check、Action、少なからず 8 年間支援事業をやって区長さんの評価が高いということであればどういう面で具体的な成果が上がったのか、集落の支援にどこでどう資するのかそれを明示して且つマイナス面でどういうことがあったのか、そういう評価基準を明確にした上でそれを踏まえて新たな実施要綱を作るべきであるというふうに考える訳ですけれどもそこは如何でしょうか。</p>
総務課長	<p>この実施要綱の中で今までは区民協働ということをかなり重要視しておりますして、1,000 千円の事業を行う場合には区の皆さんと一緒に事業に参加して下さいということでやっていた訳ですが、実態を見てみますと必ずしもそうでない部分も見え隠れしているということで、それが足かせになってそういった事業ができない集落があったということで、その辺を加味しまして今回は事業を沢山やりたい場合には区民の皆さん協働でやって下さいと、ただし各集落におきましては高齢化が進んでおりますして協働といってもその協働で出ただけの皆さんがいない、いないと言いますか不可能に近い集落も出てきております。そういったところがやりたいところも出来ないということになってはいけないということで、その部分の規制、規制といいますか要件を緩和させていただいたということでございます。あと備品につきましても本当に必要なものを買っていただきたいという意味で、1 件 10 千円以上のものについて備品費は 2 分の 1 を補助すると、今までは上限 200 千円で買えるものは買っていいということだったんですが、そうやっていきますとそんなに必要じゃなくても 200 千円町が出してくれるからとりあえず買っとけばいいやというような使い方もあったと思うんですが、今回は例えばストーブ買う場合にも 100 千円のストーブを買うには 50 千円は自分の集落で出していたかなければならないということで、本当に必要なものを買っていただくというような施策ということで考えております。</p>
2 番議員	<p>去年までのしつこく申し上げますが、どちらかといえばハード系の予算を地域、集落である程度自由裁量でやらせていることの利便性が区長さんの方で評価されたのかなと思っておりますが、集落自体の絆とか助け</p>

	<p>合いとかそういうものが何処まで担保できたのか、まさにそのことが評価の対象にならなければいけない訳でして、ハード系のものは町の予算で出せばいい訳で、それ以外の絆とか助け合いとかそういったソフト的な使用にこういったものが生かさせていくことが本筋ではないかと私は思っております。それはまた今日時間もあるでしょうから後に述べますが、その点を重々配慮いただきまして町長が判断するということが、判断材料の一つにさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	これで質疑を終わります。
<p><u>日程第 18 「陳情・請願等」</u></p>	
議 長	<p>日程第 18、陳情第 1 号から陳情第 3 号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。</p>
<p><u>○ 質疑終了</u></p>	
議 長	以上を持ちまして、報告、議案、陳情等に対する質疑を終結いたします。
<p><u>○ 常任委員会付託</u></p>	
議 長	<p>本日、議題としてまいりました報告第 1 号から議案第 29 号、陳情第 1 号から陳情第 3 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	異議なし、と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は 8 日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 52 分)</p>

